

医学部試験細則

平成 28 年 10 月 11 日制定

平成 29 年 10 月 10 日改正

平成 30 年 1 月 9 日改正

(総則)

第 1 条 医学部試験及び試験評価に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、細則を定める。

(受験者の遵守事項)

第 2 条 本学部の学生は、全ての試験において以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 試験場及び座席は、試験当日に医学部掲示板にて周知する。ただし、試験監督者が直接指示する場合は、指示に従うこと。
- (3) 原則として、試験開始 10 分前までに試験場に入室し、試験開始 5 分前には着席して待機する。
- (4) 机上には、学生証、筆記用具及び持込を許可されたもののみ置き、それ以外の荷物は、指定された場所に置くこと。机の中や、椅子等に荷物を置く場合は、不正行為とみなす。
- (5) 試験場に持込が許可されるものは、事前に医学部掲示板にて周知する。
- (6) 携帯電話・スマートフォン、スマートウォッチ等の電子通信機器、パソコン、電子辞書等は、電源を切ってかばんの中にしまうこと。これらは時計としての使用も認めない。これらを身に付けていた場合は、不正行為とみなす。
- (7) 席順表が配布されたら、学籍番号及び氏名を記入の上、次の人に回し、試験開始の合図があるまで筆記用具を置いて待機すること。
- (8) 試験監督者が試験場にいる受験者全員が着席していることを確認した後、試験問題及び解答用紙の配布開始をアナウンスする。
- (9) 試験問題及び解答用紙の配布開始以降、私語及び不正行為並びに同行為の疑いを受けるようなことは絶対にしてはならない。不要な発言は、試験監督者の判断で不正行為とみなす場合がある。
- (10) 試験開始の合図があるまで試験問題及び解答用紙は裏返した状態にしておくこと。
- (11) 試験開始の合図後、複数枚解答用紙がある場合は、全てにクラス及び学籍番号(5 桁)並びに氏名(フルネーム)等、必要事項を記入すること。未記入の場合は、当該解答を無効とする。
- (12) 学生証のない者には受験を許可しない。必ず机上の見やすいところに置いておくこと。学生証を携帯しなかった場合は、学生課で「受験許可証」の交付を受けること。

- (13) 試験開始 20 分以上経過後の受験は認めない。
- (14) 試験開始 20 分以内の退場は、原則として、認めない。
- (15) 試験中にトイレに行く場合は、試験監督者が同行する。
- (16) 解答用紙は、必ず提出すること。
- (17) 解答用紙を試験場の外に持ち出すことは不正行為とみなす。
試験終了の合図後、すぐに筆記用具を置き、解答用紙を裏返した状態にする。
試験監督者が退室の指示を出すまで試験場内に待機する。退室するまで私語は禁止する。
- (18) 解答用紙、計算用紙の使用は、所定のもの以外認めない。
- (19) 授業評価アンケートを授業評価以外に使用する（試験の覚え書、計算用紙等）こと及び試験場の外に持ち出すことを禁止する。
- (20) マークシートを使用する場合は、HB 鉛筆を使用すること。ボールペン等の使用は認めない。
- (21) 机の上の落書き等は不正行為と疑われぬよう予め各自で消しておくこと。
- (22) 試験中の飲食（飴、ガムを含む）を禁止する。飲食物を机の上に置くことも禁止する。
- (23) 試験場では帽子（フード）の着用を禁止する。
- (24) その他、試験監督者の指示がある場合はそれに従うものとする。
(授業及び本試験欠席における正当な事由)

第 3 条 規程第 4 条第 4 項及び第 5 条第 7 項に規定する正当な事由とは、原則として、次の各号のとおりとする。

- (1) 北里大学学生便覧「北里大学における出校停止が必要な主な感染症とその期間」記載の自己の病気[欠席届又は試験欠席届に療養期間が記載された親族（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）以外の医師の診断書又は療養中であったことを証明する書類を添付]
- (2) 入院を要する外傷または緊急に処置を要する入院[欠席届又は試験欠席届に療養期間が記載された親族（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）以外の医師の診断書又は療養中であったことを証明する書類を添付]
- (3) スクールバスの遅延（教学センターが発行する遅延証明書を提出）
- (4) 3 親等以内の親族、又は配偶者の死亡の場合（忌引欠席届に会葬礼状等の証明できる書類を添付）
- (5) 自己の通学途中における事故
- (6) 人命救助

2 本試験欠席については、第 1 項の他、次の各号を正当な事由と認める場合がある。

- (1) 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定するもの以外の自己の病気又は外傷[療養期間が記載された親族（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）以外の医師の診断書又は療養中であったことを証明する書類を添付]

(2) 第 1 項第 3 号に規定するものの他、電車・バス等の公共交通機関の事故等による遅延・運休（事故・遅延証明書を提出）

（注）試験時間の誤認、バスの自然渋滞による遅延、自動車・バイク・自転車等の故障、寝ぼけ等は認められない。

（追・再試験欠席における正当な事由）

第 4 条 規程第 7 条第 6 項に規定する正当な事由とは、原則として、以下のとおりとする。

(1) 北里大学学生便覧「北里大学における出校停止が必要な主な感染症とその期間」記載の自己の病気[試験欠席届に療養期間が記載された親族(6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族) 以外の医師の診断書又は療養中であったことを証明する書類を添付]

(2) 3 親等以内の親族、又は配偶者の死亡の場合（忌引欠席届に会葬礼状等の証明できる書類を添付）

（追・再試験申込手続について）

第 5 条 追・再試験を受験する者は、申込期間内に手続（所定用紙記入及び受験料分の証紙購入）をしなければならない。手続が完了しなかった者は、当該試験の受験を許可しない。

2 前項に規定する手続期間は、事前に掲示にて周知する。

3 第 1 項に規定する受験料は、一般教育部開講科目については 1 科目につき 2,000 円、医学部開講科目については 1 科目 5,000 円とする。なお、受験しなかった科目の受験料は返金しない。

（受験許可証）

第 6 条 試験受験に際し、学生証を不携帯の者は、学生課において受験許可証発行手続きを行い、当該許可証を試験会場の机の上に置くこととする。

2 手続に係る発行手数料は、1 日 500 円とし、当日限り有効とする。なお、学生証再発行手続中の者は、無料で受験許可証を発行し、当該試験期間有効とする。

（試験に関する不正行為の取扱いについて）

第 7 条 試験における不正行為をした者は、当該年度残余期間の停学を原則とする厳正な処分を行う。なお、当該学生の処分については、医学部長指示の下、学生指導委員会による事情聴取及び教育委員会による処分検討の後、教授会の議を経て決定するものとする。

（細則の改廃）

第 8 条 この細則の改廃は、医学部教育委員会及び医学部教授会の議を経て行う。

附 則

1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

[第 1086 回医学部教授会承認 (H28.10.11)]

2 この細則は、平成 29 年 10 月 11 日より施行する。

[第 1112 回医学部教授会承認 (H29.10.10)]

3 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

[第 1119 回医学部教授会承認 (H30.1.9)]